

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇告 示 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)

生活保護法による医療機関の指定(社会課)

生活保護法による診療所の廃止(〃)

保安林の指定予定(造林課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)

## 告 示

### 鳥取県告示第四百四十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消し

たので、告示する。

平成三年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消しの年月日
遠藤 義人	鳥取市伏野二六三	平成三年二月一日

### 鳥取県告示第四百四十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

平成三年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
涌谷医院	西伯郡日吉津村大字日吉津四三六一	平成二年十一月十九日
医療法人社団新納齒科大崎医院	米子市大崎一七二五	〃

岡本歯科医院福山診療所	倉吉市福山一三五	平成二年十一月三十日
岡本歯科医院浦安診療所	東伯郡東伯町大字浦安一〇二 一	"
医療法人社団佐伯医院	日野郡江府町大字江尾一九九 七	"
ひらばやし歯科クリニック	米子市夜見町二七八八―五	平成二年十二月十八日
医療法人三好医院	倉吉市河原町一八〇九	"

鳥取県告示第百四十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届け出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
涌谷医院	西伯郡日吉津村大字日吉津四 三六一―	平成二年十一月一日
新納歯科大崎医院	米子市大崎一七一五	"
岡本歯科医院	倉吉市福山一三五	平成二年十一月九日

岡本歯科医院	東伯郡東伯町大字浦安一〇二 一	"
佐伯医院	日野郡江府町大字江尾一九九 七	平成二年十一月一日
三好医院	倉吉市河原町一八〇九	"

鳥取県告示第百四十九号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安林予定森林の所在場所
  - 八頭郡佐治村大字尾際字名谷口八五一の三、八五一の六、字檜上一七七の一
- 二 指定の目的
  - 公衆の保健
- 三 指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字名谷口八五一の三
    - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百五十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市立病院建設事業並びに併設鳥取市老人保健施設(仮称)建設事業

三 起業地

1 収用の部分 鳥取市的場字樋詰下夕、字六反長、字小樋詰及び字大

樋詰、西大路字樋詰並びに叶字樋詰メ地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市役所

鳥取県告示第百五十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年六月二十日 鳥取県指令受都計三一第一七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一一五

株式会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成三年二月十五日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成三年二月十八日(月) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室
- 三 議題
  - 1 平成三年度教育行政施策について
  - 2 その他

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む)】